

岩手県監査委員告示第34号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第16号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年7月1日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県福祉総合相談センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成23年1月18日

(2) 本監査実施日 平成23年2月16日

3 監査結果の公表の日 平成23年5月13日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
収入未済額の繰越しに当たり、翌年度の調定済額に繰り越すべき日後相当期間経過してから遡って処理しているものが22件、54,202,576円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	収入未済額の繰越しの調定については、収入未済状況データを課内職員で作成し確認する等チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
需用費及び役務費の支出に当たり、支出負担行為をしなかったため当該年度に支払われていないものが2件、59,346円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	需用費及び役務費の支出については、適切に進行管理を行う等チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、35,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅費については、平成23年2月9日に返納処理を完了した。 今後は、旅費制度の理解に努めるとともにチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
扶助費の支出に当たり、支出すべき金額より少なく支出しているものが3件、111,690円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。	扶助費については、平成23年2月16日に支出処理を完了した。 今後は、事業担当課と経理担当課において相互に確認する等チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。